

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)



産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 17日

都道府県知事

いわき市長 殿

提出者

住 所 福島県いわき市小名浜字林ノ上247番地の126

氏 名 株式会社 三幸企画
代表取締役 佐藤よしの

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0246-92-3000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 三幸企画
事業場の所在地	福島県いわき市小名浜字林ノ上247番地の126
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

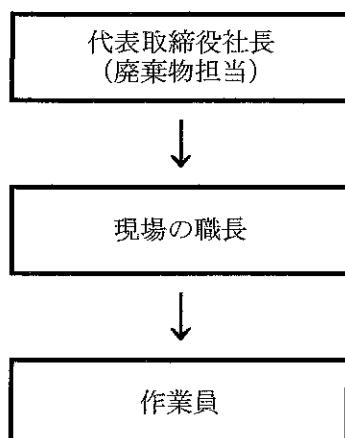
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業(解体工事業)、産業廃棄物収集運搬業、ごみ収集運搬業
② 事業の規模	解体年間約30件
③ 従業員数	7人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建築物等の解体→分別→積込み後 中間処理業者または最終処分業者に運搬 使用済機器の回収→解体→分別後、 産業廃棄物は中間処理業者や最終処分業者に運搬または 収集運搬業者に委託

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	〃 t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	別紙のとおり		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
(今後実施する予定の取組)			
別紙のとおり			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
—		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		
—		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	—
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
—		
【目標】		
産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—	—
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		
—		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
②計画		産業廃棄物の種類	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
①現状		産業廃棄物の種類	別紙のとおり
全処理委託量		〃 t	— t
優良認定処理業者への処理委託量		〃 t	— t
再生利用業者への処理委託量		〃 t	— t
認定熱回収業者への処理委託量		— t	— t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
		別紙のとおり	

(第5面)

【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
全処理委託量	〃 t	— t
優良認定処理業者への 処理委託量	〃 t	— t
再生利用業者への 処理委託量	〃 t	— t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請
　　完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ
　　事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するま
　　での一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中
　　間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間
　　処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量
　　を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
　　令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収
　　施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である
　　処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者へ
　　の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のと
　　おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の
　　種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入
　　すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないとき
　　は、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

			がれき類	がれき類 (石綿含有 産業廃棄物)	ガラス・コンクリートくず・ 陶磁器くず	金属くず	廃プラスチック類	木くず	建設系 混合 廃棄物	紙くず	繊維くず	その他 混合廃棄物 (廃電池)	
(第2面) 産業廃棄物の 排出の抑制に 関する事項	前年度 (R5年度) 実績 ①現状	排出量	1,863.23	18.34	85.45	0.02	9.20	377.80	25.95	2.65	1.36	0.08	
	これまでの取組	再資源化、再生利用できるものは中間処理業者に、できないものは最終処分業者へ持込む。又は収集運搬業者に委託	最終処分業者へ持込む	再資源化、再生利用できるものは中間処理業者に、できないものは最終処分業者へ持込む。又は収集運搬業者に委託	再資源化、再生利用のため収集運搬業者に委託	再資源化、再生利用できるものは中間処理業者へ持込む。又は収集運搬業者に委託	再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込む。又は収集運搬業者に委託	再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込む	再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込む				
	目標 ②計画	排出量	1,800	18	85	0.02	9	350	20	2	2	0.02	
		今後の取組	各産業廃棄物は、今後もこれまでの取組と同様に排出の抑制に努める										
(第2面) 産業廃棄物の 分別に関する 事項	①現状	これまでの取組	分別を徹底し 再資源化、再生利用できるものは中間処理業者に、できないものは最終処分業者へ持込む	分別を徹底し 最終処分業者へ持込む	分別を徹底し 再資源化、再生利用できるものは中間処理業者に、できないものは最終処分業者へ持込む	分別を徹底し 再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込むまたは収集運搬業者に委託	分別を徹底し 再資源化、再生利用できるものは中間処理業者へ持込む	分別を徹底し再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込む	分別を徹底し再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込む				
	②計画	今後の取組	各産業廃棄物は、今後もこれまでの取組と同様に分別する										
(第4、5面) 産業廃棄物の 処理の委託に 関する事項	前年度 (R5年度) 実績 ①現状	全処理委託量	1,863.23	18.34	85.45	0.02	9.20	377.80	25.95	2.65	1.36	0.08	
		優良認定処理業者への処理委託量	1,686.54	—	—	0.02	—	348.33	—	—	1.26	—	
		再生利用業者への処理委託量	21.30	—	73.10	—	9.03	29.47	25.95	2.65	0.1	0.08	
	これまでの取組	再資源化、再生利用できるものは中間処理業者に、できないものは最終処分業者に委託	分別を徹底し 最終処分業者に委託	再資源化、再生利用できるものは中間処理業者に、できないものは最終処分業者に委託	再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込むまたは収集運搬業者に委託	再資源化、再生利用できるものは中間処理業者に委託	再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込む。又は収集運搬業者に委託	再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込む。又は収集運搬業者に委託	再資源化、再生利用のため中間処理業者へ持込む。又は収集運搬業者に委託				
		今後の取組	各産業廃棄物は、今後もこれまでの取組と同様に委託する										
	目標 ②計画	全処理委託量	1,800	18	85	0.02	9	350	20	2	2	0.02	
		優良認定処理業者への処理委託量	1,700	—	—	0.02	—	330	—	—	1	—	
		再生利用業者への処理委託量	30	—	80	—	8	20	20	2	1	0.02	